

4. 認可地縁団体（法人化した自治会）について

1 認可地縁団体（法人化した自治会）とは

自治会、町内会等については、従来、法律上はいわゆる「権利能力なき社団」として位置づけられてきました。こうした権利能力のない社団は、団体名義での不動産登記や契約締結ができず、財産上のトラブルなど、さまざまな問題を抱えることがありました。

こうした問題に対処するため、自治会、町内会等が一定の手続きのもとに法人格を取得できる規定が創設されました。これにより、認可を受けた地縁による団体は、法人格が付与され、その規約の定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負います。

なお認可後、法的な位置づけおよび取り扱いは変わりますが、住民の自発的な意志に基づく任意団体としての性格等は、全く変わるものではありません。

2 認可の手続き

地縁による団体の認可は市長が行いますが、認可を受けようとする自治会・町内会等は、次に掲げる要件を満たすものでなければなりません。

- (1) 現に地域的な共同活動を行っていること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数が、現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

3 代表者等の変更手続き

代表者や事務所の所在地が変わったときなど、認可地縁団体の告示事項に変更が生じたときは、代表者は速やかに告示事項変更届出の手続きを行わなければなりません。

なお、自治区長（もしくは代表区長）が認可地縁団体の代表者を兼任する場合でも、自治区長（もしくは代表区長）の変更届出とは別に、上記手続きが必要となります。

4 認可地縁団体に係る証明書

認可地縁団体に係る証明書には、告示事項証明書および印鑑登録証明書の2種類があり、それぞれ総務課での交付となります（交付手数料1通300円）。

なお、印鑑登録証明書の交付につきましては、事前に代表者ごとの印鑑登録が必要となります。

5 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体に登記を変更しようとした不動産の登記名義人がすでに亡くなっている場合、相続人の調査など、所有権移転の登記に多大な労力を要する場合があります。

そのため、認可地縁団体が一定期間所有する不動産であって、登記名義人やその相続人が知れない場合、一定の手続きにより認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

お問合せ：総務課行政管理係 電話43-2115